

令和6年(ワ)第27000号 損害賠償請求事件

原告 松竹伸幸

被告 市田忠義

原告第1準備書面

2025年2月6日

東京地方裁判所民事第34部合議甲A係 御中

原告訴訟代理人弁護士 佃 克彦

同 平 裕介

同 伊藤 建

同 堀田 有 大

被告の準備書面（1）に対する反論

- 1 被告は、本件発言につき、「党内をかく乱する」ものであるとの被告の意見ないし論評であると言うが（3～4頁）、失当である。

本件発言を改めて引用すると、

「その文春と相談して、党内をかく乱するためには値段も安くしましょう。記者会見で公然と語っています。格安の千円にしたのは、党员というのは貧乏人が多いと、そういう人を買ってもらうためには、印税少なくしてでも千円にしようと、こういうことまで相談しました。」

というものであるが、下線部のとおり、被告が演説で述べた「党内をかく乱す

る」という言葉は、「党内をかく乱するためには値段も安くしましょう」と原告自身が語った言葉として述べられているのであり、被告自身の評価として述べられているのではない。

一般聴取者の普通の注意と聴き方に照らせば、被告の上記演説の「党内をかく乱する」との文言部分は、どこからどう聴いても原告の言葉であるとしか受け止めようがないのであり、これを被告の意見・論評だというのは、強弁が過ぎると言わざるを得ない。

- 2 被告は4頁で事実と意見との区別について論じ、また、4～5頁で論評による名誉毀損の場合の免責法理について述べているが、これらは、「党内をかく乱する」との文言が被告の論評である場合に初めて問題となるものである。

本件発言の場合、上記のとおり、「党内をかく乱する」との文言は、原告が語った言葉として述べられているに他ならず、よって、これらの理屈が問題となる余地はない。

繰り返すが、本件発言で被告は、「党内をかく乱するために」と“原告が”言ったと述べているのであって、「党内をかく乱する」ものだと“被告が”評価しているのではないのである。

以 上